

# 入札・契約制度の一部改正について（試行）

## 変動型低入札価格調査制度の導入及び 低入札価格調査時における数値的判断基準の設定

郵便応募型指名競争入札制度の導入から1年が経過しました。その結果、公平性、透明性が向上し、競争性も高まった反面、大幅に落札率が低下し、低入札価格調査の対象件数も増えております。

低入札価格調査の対象工事は、落札決定までに相当な日数を要するとともに、着工も遅れ、安全な施工並びに工事品質の確保に支障をきたす恐れがあります。つきましては、明石市では、こうした点を踏まえ、下記により試行による改正を実施します。

### 記

#### 1 変動型低入札価格調査制度の導入について

変動型低入札価格調査制度（以下「変動型制度」という。）とは、入札額のうち下位5者の入札価格を平均した数値に一定率を乗じ、新たに**調査値**と**失格値**を決定することにより、極端にかけ離れた低価格での応札を排除することを目的としています。

- (1) 低入札調査基準価格を設定している工事において、最低価格入札者の入札額が当該低入札調査基準価格を下回った場合にのみ、この変動型制度が適用されます。（図3-1）
- (2) 変動型制度を適用する場合にあっては、参加業者のうち下位5者の平均値に対して、90%を乗じたものを**調査値**とし、調査値を下回らない場合は、調査は行わず落札決定となります。（図3-2）
- (3) 下位5者の平均値に対して、85%を乗じたものを**失格値**とし、失格値を下回る場合は、無条件に失格となります。（図3-3）

なお、入札参加者が5者に満たない場合は、変動型制度を適用せず、次の数値的判断基準により調査を行うこととなります。

#### 2 低入札価格調査時における数値的判断基準の設定について

変動型制度における失格値と調査値の間において、一番低い価格に対する低入札価格調査時に、次の**数値的判断基準**（過去1年間の入札結果と実際の工事にあたり、安全な施工が確保できる経験値）を適用します。（図3-4）

(1) 低入札価格調査制度の改善・強化

経験的データに基づき、極端な低価格受注防止策を加味したうえで数値的な判断基準を設定し、落札・不落札の基準を明確化することにより、調査制度の実効性を高め、極端な低入札価格による受注防止を図ります。

(2) 数値的判断基準

工事費内訳書の調査基準（公表項目）

ア 数量は設計図書に計上した設計数量を満足していること。

イ 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。

ウ 建設廃棄物は適正な処理費用を計上していること。

エ 直接工事費は設計金額の75%以上であること。

オ 各工種金額(中項目等主要項目)は設計金額の50%以上であること。(土木等一般工事にのみ適用)

カ 共通仮設費積上分(指定仮設分)は設計金額の75%以上であること。

キ 共通仮設费率計上分(準備費・安全費等)は設計金額の50%以上であること。

工事費内訳書の調査基準（公表項目とするが、率については非公表）

ア 現場管理費は福利厚生費や人件費など必要な経費を計上していること。

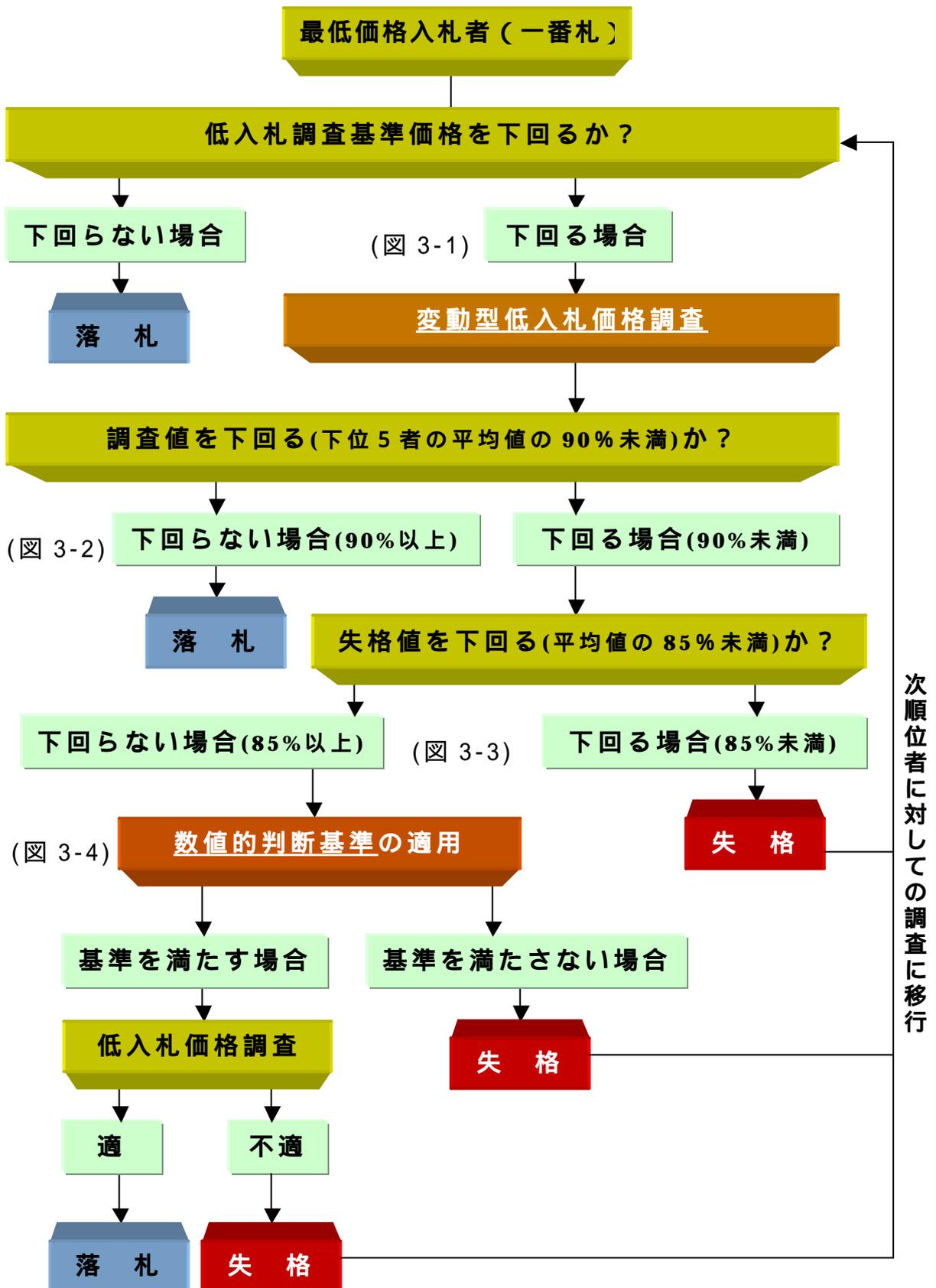
イ 一般管理費等は必要な経費を計上していること。

(3) 数値的判断基準の調査結果

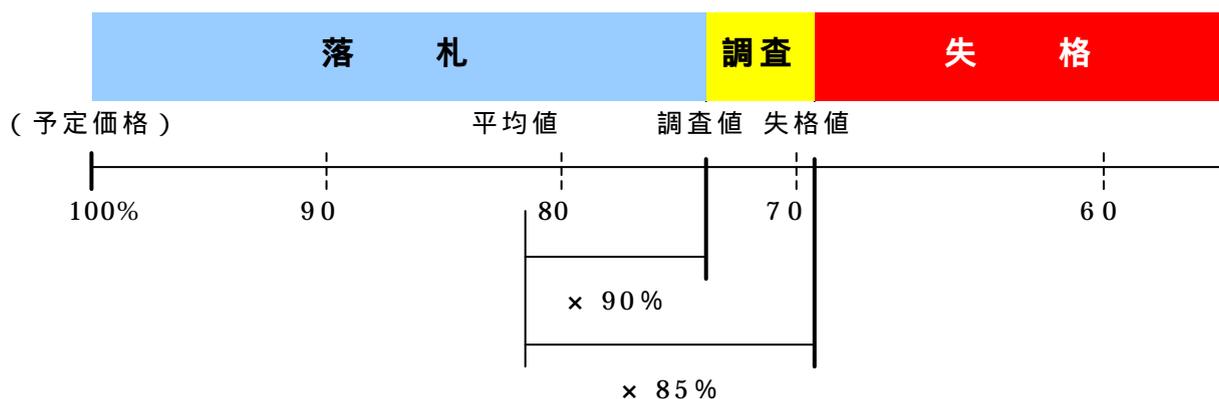
最低価格入札者から提出された工事費内訳書において、上記(2)の基準を満たすか否かを審査し、基準をすべて満たす場合には、数値的判断基準については「適」の調査結果とし、契約課長、工事主管課長及び工事検査課長で合同による調査を行うこととなります。

また、数値的判断基準のうち、1項目でも基準を満たしていない場合は失格となります。

### 3 開札後の落札及び失格の流れ図



#### 4 変動型制度における調査値及び失格値の設定概念図



- 1 平均値とは、下位 5 者の応札額を平均した数値とします。
- 2 調査値は、平均値の 90% とします。
- 3 失格値は、平均値の 85% とします。

#### 5 変動型制度による具体的な事例

( 単位 : 万円 )

	A 工事	B 工事	C 工事
低入札調査基準価格	1,500	1,900	1,900
<b>1 位</b>	<b>1,300</b>	<b>1,650</b>	<b>1,800</b>
2 位	1,700	1,750	1,900
3 位	1,900	1,800	1,950
4 位	2,000	2,000	2,000
5 位	2,100	2,100	2,050
平均値	1,800	1,860	1,940
<b>失格値 ( <math>\times 0.85</math> )</b>	<b>1,530</b>	<b>1,581</b>	<b>1,649</b>
<b>調査値 ( <math>\times 0.90</math> )</b>	<b>1,620</b>	<b>1,674</b>	<b>1,746</b>
<b>結 果</b>	<b>失 格</b>	<b>要 調 査</b>	<b>落 札</b>

- 1 最低入札価格 = 失格値 の場合 要調査の対象
- 2 最低入札価格 = 調査値 の場合 落札の対象

#### 6 試行期間

平成 15 年 7 月 15 日公表分から 3 ヶ月間 ( 入札回数 6 回分 ) 試行します。なお、試行期間終了後は入札結果と照らし合わせながら、必要に応じて改正を行います。

## 低入札価格調査時における数値的判断基準

明石市公共工事低入札価格調査実施要領第7条に基づく調査の実施にあたり、数値的判断基準を次のとおり定める。

### 1 工事費内訳書の調査基準

- (1) 数量は設計図書に計上した設計数量を満足していること。
- (2) 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。
- (3) 建設廃棄物は適正な処理費用が計上していること。
- (4) 直接工事費は設計金額の75%以上であること。
- (5) 各工種金額(中項目等主要項目)は設計金額の50%以上であること。ただし、これは土木等一般工事にのみ適用する。
- (6) 共通仮設費積上分(指定仮設分)は設計金額の75%以上であること。
- (7) 共通仮設費率計上分(準備費・安全費等)は設計金額の50%以上であること。
- (8) 現場管理費は福利厚生費や人件費など必要な経費を計上していること。
- (9) 一般管理費等は必要な経費を計上していること。

ただし、(8)及び(9)の基準率については公表しない。

### 2 数値的判断基準の調査結果

最低価格入札者から提出された工事費内訳書において、上記1の調査基準を満たすか否かを審査し、基準をすべて満たす場合は数値的判断基準を満たしているとして適の調査結果とする。ただし、1項目でも基準を満たしていない場合は不適の調査結果とする。